

さらなるスマート農業の推進に向けて ～スマート農業技術活用促進法のご紹介～

農業者の減少下において生産水準が維持できる生産性の高い食料供給体制を確立するため、令和6年10月に「スマート農業技術活用促進法※」を施行しました。

この法律に基づく生産方式革新実施計画の認定を受けることでさまざまなメリット措置が受けられます。

※農業の生産性の向上のためのスマート農業技術の活用に関する法律

計画認定により受けられる主なメリット措置

補助事業活用に
有利！

- **補助事業における優遇措置が受けられます。**
 - 各種補助事業において、審査時のポイント加算や優先採択等の優遇措置を設定
- **日本政策金融公庫から長期低利の融資を受けられます。**
 - 償還期限を25年以内とする等、大規模投資にも対応
 - 据置期間を5年以内とし、事業者の初期償還負担を軽減
- **設備投資の際、税制上の優遇措置が受けられます。**
 - 機械等の取得等をした場合に、特別償却を適用
 - 特別償却により、導入当初の税負担を軽減



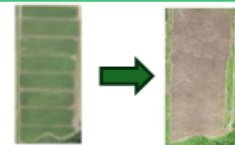
「生産方式革新実施計画」の申請者は、「**農業者又はその組織する団体**」です。

認定の対象となる事業活動は、**スマート農業技術の活用と農産物の新たな生産の方式の導入**をセットで**相当規模**で行い、農業の生産性を**相当程度**向上させる事業活動です。主な取組例をご紹介します。



	3月	4月	5月
品種A	播種	移植	
品種B		播種	移植
品種C			播種 移植

作期の異なる品種の導入により**作期を分散し、可変施肥田植機の稼働率を向上**



出典：
合筆前圃場は国土地理院空中写真

**ほ場の大区画化により
ロボットトラクタの稼働率を向上**



**省力樹形の導入により、
無人運搬ロボットの導線を確保**



**栽培管理システムから得られたデータを他の
農業者と共有・分析し、次期栽培を改善**

生産方式革新実施計画の作成に当たっては、東北農政局が伴走支援しますので、下記までお気軽にご相談下さい。



お問合せ先

東北農政局生産部環境・技術課

電話:022-221-6193 (8:30~17:30 土日・祝除く)

